『西南アジア研究』No. 33, 1990

サーヴィスカースト・儀礼・村落秩序
—南インドの村司祭パンダーラムの事例—

重　松　伸　司

本稿の課題

本稿は1980年代における南インドの一内陸農村Ｉ村を対象とした事例研究である。その主要な課題は,村落における儀礼的秩序の実態と,その意義を明らかにすることである。特に,同村のサーヴィスカーストの要職たる村司祭パンダーラムと,有力農民カースト,ガウンダ,並びに彼らと同等の儀礼的地位を保持する諸カースト集団との間に形成される「儀礼的サーヴィスの授受関係」を通じて,パンダーラムが担う儀礼的役割とその社会的基盤を考察する。

筆者は別稿において,農民集団ヴェッララカースト(ガウンダカーストはその有力な派生集団)を中核とする社会集団と,職人・商人カースト集団を主体とするそれとの,祭礼・儀礼的地位の優位性をめぐる対立と紛争,及び,紛争の意味について論じた[重松 1982]。その論考過程で,村落祭祀とカースト儀礼とを実質的に取りしきる,土着の司祭カースト,パンダーラム[1](本稿では「村司祭」と呼ぶ)に関する問題に直面した。即ちパンダーラムが村落秩序の形成に果たす役割とは何か,又,村落内で彼らの権限はどのように規定され,今日ではその権限はどのように変容しているのか,という問題である。しかし,資料の不足もありそれらは今後の課題として,南インドにおける実地調査の分析に待つことにした。その後,1987～90年の間に三次にわたって,村落経済と市に関する実態調査をＩ村で行うことになった。小稿はその調査研究報告の一部である[2]。

小稿の課題を考察する前提として,これまでの実地調査によって明らかになったＩ村の社会経済構造についての概要[重松 1988ａ]を以下の如く要約しておきたい。

①Ｉ村は歴史上「コングー地方」と総称される,ヴェッララ・ガウンダカーストの勢力圏の拠点に位置し,全村600余戸のうち,10数戸のキリスト教徒を除いて全家族成員がヒンドゥー教徒という,典型的なヒンドゥー村落である。

②しかし，I村の集団構成の特徴は，支配的カーストガウンダと，この地域における「中間」カースト＝ナーダール，諸サーヴィスカースト，そして，低位カースト＝チャックリヤ，パッラールがそれぞれ村落人口を三分している点にあり，ガウンダカーストのみが人口構成上大多数を占めているわけではない。

③I村の経済基盤は，ガウンダカースト小経営農民の，個別所有井戸による水田耕作と天水依存の綿作を主体とする農業生産であり，副次的に黒糖（ジャグリ），ココナツ，ショウガ，南京豆等の商品作物が生産されている。土地所有面積は平均2～5エーカーであり，土地所有権に基づく階層格差は大きくない。

④I村には自由請負制によって運営される村定期市（月曜市）と，その周辺村落と地方都市に3～5つの多様な定期市及び常設市が開設されており，I村と周辺村落・都市間を結ぶ定期路線バスによる交通手段が頻繁に利用されている。

ところで，南インドの内陸農村地域には，今日においてなお，伝統的職能を色濃く保持しているサーヴィスカーストが存在しており，上述のセーラム県ティルチェンゴドゥ郡I村にも，1987～89年の実地調査によれば[重松 1988 b]，少なくとも4つのサーヴィスカースト集団が定住している。彼らは，非バラモンのパンダーラム（村司祭），ヴァンナーン（洗濯職），ナーヴィタル（床屋職），及びアーチャーリー[3]と総称される職人集団である。

これら諸集団は，「サーヴィス」カーストの属性として，村人の日常生活に関わる「世俗的職能」と，それと不可分に結合した「儀礼的職能」を果たしている。彼らの職能はヒンドゥー教徒としての村人の浄・不浄性を規定し，冠婚葬祭等の通過儀礼を執行し，生活の基盤たる村落全体を悪霊や異界の支配から防御する役割を負う。とりわけ，祭祀儀礼を専ら取りしきるパンダーラムは，ヒンドゥー村落とその住民にとっては不可欠の職能を執行する。その職能とは，即ち，地域守護神へのプージャ，カースト集団成員の通過儀礼，特定カーストの集団儀礼（clan ritual）の執行，大祭の司祭等である。このように，パンダーラムの職能はヒンドゥー教徒個々人，家族，カースト集団，及び地域（村落）全体に及ぶ宗教的・社会的規範を実践する。サーヴィスカーストは，従って，村落全体，とりわけ，そのサーヴィスを享受する有力カースト集団からの規制をより強く受けざるを得ない。それ故に彼らの職能は，基本的には村落成員に対する「義務」的性格を帯びるとともに，同時に，彼ら以外のカースト集団や個人が占有し得ない，独占的な権能をも併せ持つと考えられるのである。

パンダーラムの機能・役割・意義を考察する前提として，ここでは先ず，相互に連関する2つの問題を検討しておかなければならないだろう。その一は，「祭祀・儀礼的サー

ヴィスの授受関係」とは,一体どのようなシステムとして理解されるのか,その二は,祭祀・儀礼的サーヴィスの授受関係が形成される「場」,「村落」とは,村人によってどのように認識され,或いは観念されているのか,という問題である。

儀礼・祭祀に限定せず,労働・技術・生産物をも含めた,様々なサーヴィス・モノの互酬制を通じて結ばれる社会諸関係を,一つの体系としてとらえるにはジャジマニ制度の枠組が有効であろう。ここでは,ジャジマニ論の諸説の内,小稿の所論との関係で,Kolenda, Pocock,及び,Fullerの各論を概観したい。

Kolenda [Kolenda 1963] はジャジマニ制度の基本構造を次のように明示している。即ち,

(1) ジャジマニ制度とは,村落内の地域的基盤の上に形成された配分システム(a system of distribution)である。

(2) 高位カーストの地主家族(ジャジュマンとしての地位)による,低位カースト集団——大工,壺作り,鍛冶師,水運搬人,清掃人夫,洗濯職等——からのサーヴィス・物享受の制度である。

(3) 大多数のサーヴィスカーストは,ジャジュマンの誕生・結婚・葬儀の場,及び,その他宗教祭礼時における祭祀・儀礼の義務を負う。

(4) 諸サーヴィスカーストに対する,有力カースト地主(ジャジュマン)からの現物(穀物,布,砂糖,飼料,バター・牛乳等)の供与制度である。

(5) 中間・下位カースト間のサーヴィス・モノ交換制度も,基本的には,ジャジマニ制度の擬制である。

(下線は重松による)

Pocock(そしてPocock説を敷えんしたDumont 1979)は,ジャジマニ制度をより限定的に規定し,全てのサーヴィスカーストに適応する制度ではなく,「宗教儀礼上のサーヴィスを提供する専門集団(司祭,洗濯人,床屋等)とそのサーヴィス享受者集団間の関係」としてのみ考えるべきだとする[Pocock 1962]。

Fullerはジャジマニ制度論の諸説を概観した上で更に,先行諸論にみられるジャジマニ制度は「村落内の社会経済関係に基づく交換体系」であり,基本的には,「市場商品経済が有効に作用しない場」に形成される経済・社会関係と見る,「伝統的・アルカイックな」視座を批判し,国家による税,土地所有関係,市場構造といった,村落内外の複合構造の中にジャジマニ制度を位置付けて再検討することの意義を強調する。

本稿の問題関心に沿って以上の所説を批判的に検討していくと,具体的に次のような

課題が提示されよう。

①ジャジマニ制度の枠組として，Pocock, Dumont の「祭祀・儀礼行為＝サーヴィス」を基軸とする視座を本稿では援用する。では，儀礼的サーヴィスは，村落及び村落間の地域住民(本稿ではそれを享受するガウンダカースト，及び，彼らに準拠した儀礼的身分を保持するカースト諸集団を核とする成員)に，如何なる社会的統合(或いは共同体的結合)のシステムとして機能しうるのか。恐らくは，1950年以降に生じた市場経済の急速な浸透[4]は，この村落にも大きな影響を及ぼしてきた。その影響は，村落内の職能の多様化や農業生産物の市場商品化という現象[5]にとどまらず，伝統的な社会＝文化規範たる儀礼的サーヴィスの意義と，種々の儀礼を執行するサーヴィスカーストの存在意義にまで変容(或いは衰退)をもたらしたのではないかと考えられる。そうした状況下にあるＩ村において，「儀礼的秩序」の存在形態とその意義を「互酬関係」の文脈で再検討する必要があろう。

②その場合，Fuller が批判しているジャジマニ制度の地域的基盤たる「村落」構造を，伝統的な社会経済圏の視座のみではなく，文化規範，文化・宗教領域としての視座(「儀礼圏」及び儀礼・祭祀領域)からとらえ直す必要があろう。そこで，ヴェッララ村落の実態調査を行ない，その構造を明らかにした Beck と Daniel の「村落論」――ヴェッララを中核にして共有されている，文化領域としての共同体――を批判的に概観し，次いでＩ村の村落構造の実態と比較考察する。

③ジャジマニ制度論のもう１つの特徴は――Fuller の批判点でもあるが――農村の経済基盤を「現物経済」に置いていることである。しかし，その時期は確定し得ないが，村落中にも貨幣経済は浸透しており，サーヴィスとの交換媒体として，「現物」のみならず貨幣も常用されていることは明らかである。問題は，こうした「貨幣・サーヴィス交換体系」が依然として，「現物」を基準とした，伝統的な交換原理(互酬制)に依拠しているのかどうか，或いは，こうした儀礼的サーヴィスも完全に「商品化」され，市場価値の基準に従って交換されているのか否か，換言すれば，「祭祀・儀礼サーヴィス」は市場経済構造の中に組み込まれた商品経済の一つのサブシステムに転じたのか，という問題である。「近代化」＝「市場経済の浸透化」が伝統的農村社会の価値規範に如何なる変容をもたらしたのか，を解明する一つの視点として交換媒体としての「サーヴィス」・「現物」・「貨幣」の問題を再検討する必要があろう。

1.「村落」：社会経済領域と文化・儀礼領域

村落は地方の行政・経済機構として，一定の境界・領域を持つ地域概念である。と同時に，村落はまた，そこに定住する村人の意識世界・世界観表徴の場として，必ずしも地理的な空間領域としては，劃定しえない文化概念でもある。インドの地域社会を考察する場合，社会経済領域と文化空間という，二つの領域概念が単一的・整合的に結合して一つの村落社会を形成しているのか，或いは，二つの空間は，それぞれ異なった領域概念を持つ，いわば，二重の「村落」世界として，村人の間に認識されているのかという問題が生じる。社会経済史家による研究は，概して二つの村落概念の重層性やズレを等閑視していると考えられることが多い。しかし，それでは，経済機能と文化・儀礼機能とを重複的に担うカースト集団の特質や，社会変容過程でインドの地域構造に生じてくる矛盾はとらえきれないであろう。そこで，本章ではまず，村落住民の文化的秩序の視点から南インド内陸部地域の「村落」概念を再検討し，次いで，小稿の対象地域となるＩ村の村落構造がどのような特徴を持つのかを検証する。

本稿で考察の対象とするセーラム県の，特に小経営農民層＝ヴェッララ（ガウンダ）カーストが優勢な地域―伝統的に「コングー地方」と総称される―では，一般に「村落（village）」は「ウール（ŪR）」或いは「キラーマン（Kirāmam）」とよばれる。村落は更に「集落（hamlet）」に分かれ，それらはやはりウールという名称を持つか，或いは単に，集落の固有名称のみで呼ばれることが多い[6]。この集落は主として，カースト集団や個々の家屋群の「居住区（settlement）」によって構成されている。Brenda Beck 及び Valentine Daniel は，対象村落は異なるが，共に南インド内陸部の，ガウンダカーストが優勢な地域の実地調査を行なっており[7]，二つの「村落」概念がそれぞれどのような実態をもつのかを明らかにしている。以下に両者の「村落」概念を検討し，タミル住民にとっての村落基盤―特に文化概念としての領域と構造―を考えたい。

1-1. Beck の「村落」論―「徴税村落」＝儀礼領域

Beck によれば，コングー地方では，その住民にとって最も重要な生活空間はキラーマンであり，彼らが直接的に「村落」と認識するのはこの領域である。

キラーマンとは，「徴税村落（Revenue Village）」であり，本来は国家の租税徴収の末端地域として，地方統治機構の行政単位を構成していた。英領期には，キラーマンが管区（Presidency）―県（District）―郡（Tāluk）の下部におかれた末端の「村落」単位を構成し

ていた。調査地域 Kannapuram 村落(kirāmam)には32の居住区(settlement=ūr)(カースト或いは家族毎の居住地域)が併合されている。ただ,この村落の規模は住民の日常生活上大き過ぎるため,生活の便宜上,村落は9つの「集落(hamlet=Ūr)」に再編成されている。即ち,1村落=9集落=32居住区という地域区分である。集落には日常の生産,消費,基本的な儀礼を行なうのに必須の諸社会集団—農民,職人,少数の商人,サーヴィスカースト及び多数の農業労働者層—が居住する。しかし,村落が行政上の公の地域区分であるのに対して,集落,居住区はあくまでも,慣習上,便宜上の地域区分にすぎない。しかも,集落は農村の日常生活のために細分割された便宜的な区域であって,基本的には「村落=キラーマン」が行政・徴税・経済的基盤を構成しているのである[Beck 1972:110, 113-114, 140]。このキラーマン=行政・徴税機構と文化・儀礼空間としての「村落」との重合性が Beck の村落論の根幹を成している。

Beck によれば,キラーマンはその住民にとっては次のような構造を持つ文化・儀礼領域である。即ち,キラーマンには,必ずその守護神たるシヴァ及びヴィシュヌ寺院があり,バラモン司祭による祭祀儀礼を通じて,更に,上位領域たる「国=ナードゥ」(上位統治領域としての郡,県,州)の守護神,シヴァ神やヴィシュヌ神に統合される。更に,キラーマンには,地域守護神としてのカーリアンマン寺院,それに,少なくとも一つのムルガン寺院が必ず存在する。又,各集落にも,独自の守護神と寺院が存在するが,それらはあくまでも特定集落のみの守護機能を果すに過ぎず,この村落全体の守護神(Kirāma tēvi)が,実際には村落内の全集落の鎮護を果たしている。Kannapuram 村落では,その守護神マーリアンマン女神の守護祭礼が毎年行なわれ,この村落に包摂される居住区の代表者が灯明を奉納するが,その奉納によって同村に「所属する」居住区の数が確認されると共に,奉納儀礼によってこの村落内住民の結合が認識される[Beck 1972:111, 114, 141]。

Beck は村落=キラーマンが文化・儀礼領域の基盤たる特質,及び,この領域が住民の意識結合に果す意義について,次のように明示している。

「キラーマンの領域とは,聖なる場である。しかも,明確に定められた儀礼的,社会的地域であり,その住民が強固な帰属意識を認識する地域でもある。毎年の恒例行事,狩りの行事ではこうした結合が遺憾なく発揮される。とりわけ,より重要な行事たる,マーリアンマン大祭では,社会経済的な「右手」集団のカースト成員の連帯感が儀礼の形で表明される……」[Beck 1972:121]

Beck の村落論の特質は,「徴税村落=キラーマン」が,単に,徴税・行政機構としての機能を果すのみならず,同時に守護神と守護祭礼の地域縦断の重層的連結(集落—村落—郡

—県における守護神・儀礼の連結)及び,各集落・居住区間住民の祭祀・儀礼の統合機能の核としての機能を果たしている点にある。つまり,地域の儀礼的秩序を水平的・垂直的に統合する結節が「村落=キラーマン」だと考えている。

1-2. Daniel の「村落」論—心性共有領域

Daniel は「場」の文化概念,特に「場」の風土に根ざした住民の意識といった側面を重視する。その文化概念は如上の Beck のそれとは異質である。

Beck の「村落」概念とはいわば,地域守護神の連結機構であり,祭祀・儀礼組織の統合の「場」であった。約言すれば,文化領域としての「村落」とは,外在化された儀礼表徴(祭礼・プージャ・守護神像・祠・神殿・大寺院・施与等)を共有する場であり,且つ,それは,伝統的な行政・徴税機構とも重合する。しかし,このような「行政・文化重合機構=キラーマン=村落」を核とする儀礼・祭祀圏を,その住民の意識・生活・文化の基盤とは考えないところに Daniel の視座がある。

「場」の外形的認識に対して,Daniel は住民個々の意識に内在化された「村落」意識を措定している。彼の言う「村落」とは,特定の生活空間=「場」(ūr)とそこに定住する特定の「人格(person)」との親和性(compatibility)というモデルである。「キラーマン」,「ウール」共に「村落」を意味するが,全く異なった領域概念なのである。Daniel によれば,「キラーマンとは,明確に地域区分され,且つ,法的に確認された境界線を持ち,……どのような地域や状況にも適用される,普遍的な領域概念」である。しかし,この領域は国家が徴税と村落行政のために設立した統治機構,いわば,国家の上部構造の末端にすぎず,それ故に,その場に住む人々にとっては,「実体(substance)」のない「不明確で疎遠な領域」にとどまる。それに対して,住民にとっては,「ウール(ūr)」こそが「実体」を持つ「村落=生活・意識基盤」として認識されるのである。Daniel のいう「村落=ウール」とは,「明確な境界を持たない」が,その住民の日常生活において明確に認識されている「結界」である。それは,「場の中心」—寺院・祠・広場等—と「場の辺境」—人々の居住地域の周辺にあって「外敵から住民を防御する守護神の祠」や「異人や悪霊,侵入者等外敵の侵入する村道」や「村道の交叉点」—によってのみ示される領域である[Daniel 1982:78]。このような空間領域をその住民に「村落」として認識させる意識規範が,Daniel のいう「実体(substance)」である。

「実体」はいわば,「土地と人の風格(putti =風,質,及び kunam =格,柄)」という概念である。どの土地にも,その属性として「土地の風格」,「土地の柄」が備わり,その地に住む

人の意識が独特な「人柄」として規定される。村落の土地(man)には，6つの「気風(cuvai = flabor, taste)」(sweet, sour, bitter, astringent, pungent, salty)があり，各気風に応じて集団の住み分けが行なわれている。特定の土地・地域が村落として認識され得るか否かは「人(person)と土地(soil)」及び「集団(カースト)と土地(soil)」の親和性(compatibility)によって規定されると考えられる。このような「村落」概念は決して普遍的，固定的なものではなく，個々人と特定の場との相互的共鳴関係[Daniel 1982：85-90]によって規定される。このように，Danielの村落概念は，Beckの機能的な儀礼構造論とは対照的であり，Geertzのいう，原初的心情(primodial sentiments)に裏打ちされた，心性的文化概念により近いと考えられよう。

1-3．I村の「村落」構造

1-3-1．イルッピリ村：集落の類型とカースト構成

1986年1，2月及び1987年7，8月に実施した村落実態調査によるI村[8]の概況と各集落別のカースト構成は，別稿で示したが[重松 1988 a]，1989年12月—1990年1月に再度同村で補足調査を行なった。その結果が表1である。この間，村落(ŪR)内の各集落(Ūr)における村人の異動(職能転換及び集落間・村落外への移動)が見られ，各戸の総収入や新たな家計支持者に若干の変化が生じたが，各集落内の居住区分，カースト分布，戸数，階層に大きな変動は見られない。

I村の社会構造の特徴はドミナント・カースト，中位，低位カースト(指定カースト)の三集団がほぼ均衡している点である。すなわち，ガウンダがI村全戸数の33％を，そして，パッラール，パッライヤン，チャックリヤ等の指定カースト(SC)集団が全戸数の34％を占め，村の人口構成を二分している。4つのサーヴィスカースト(全戸数の6％)とナーダール(アレカヤシ・黒糖・トッティ酒製造)，ナイッケン(チュナム＝噛みタバコ用石灰の製造)等の下級職人(製造)カースト(全戸数の25％)は，いわば両集団の中間にあって，社会的文化的緊張を緩衝する役割を果たしていると考えられる。

表1から明らかな如く，ガウンダ，指定カースト，及び，サーヴィスカーストの3集団を成員とするI村には7つの集落(Ūr＝hamlet)(No.1-7)がある。

I村は集落毎のカースト分布によって3つに類型化される。即ち，

①多カースト集住地域[I群](第1集落)

②単一カースト占住地域[II群](第2，3，4集落)

③二カースト併存地域[III群](第5，6，7集落)

表1　I村落のカースト構成（戸数）

南インドタミルナードゥ州，1987.7〜1989.12

カースト(職能)　集落	I ILLUPIRI	II PADUKAIPUDUR	II MADAIYANGATUR	II SURIPETI	III KARAT-TUPAR-AIYAM	III MARAP-PANPA-LAIYAM	III MULAP-PALAIYAM	計	%
バラモン　(僧侶)	1							1	0.2
スリーカルニカ　(書記)	1							1	0.2
ガウンダ　(農民)#	35	15	3	33	44	36	25	191	32.9
チェッティヤール　(商人)	8							8	1.4
パンダーラム　(村司祭)*	13							13	2.2
テルグーパンダーラム*	(9)								
アーチャーリー(鍛冶‥大工)*	3	1	2				1	7	1.2
ヴァンナーン　(洗濯職)*	3			2		1		7	1.2
ナーヴィタール　(床屋)*	3	1		3	1		1	8	1.4
ウダイヤール　(壺作り)	3							3	0.5
ナーダール　(黒糖造り)	15		43	4	8		8	78	13.4
ナイッケン（チュナム造り）	40				2			42	7.2
ボヤ(ナイッケン/オッタール)	24							24	4.1
パッライヤン（指定カースト）	9							9	1.6
パッラール（指定カースト）	31	1						32	5.5
チャッキリヤ（指定カースト）	32		2	7	36	51	29	157	27.0
総　計 (%)	221 (38.0)	18 (3.1)	50 (8.6)	49 (8.4)	91 (15.7)	88 (15.2)	64 (11.0)	581 (100)	100

注＊＝サーヴィスカースト
　＃＝支配カースト

図1．集落別カースト分布
（*CASTE DISTRIBUTIONS BY HAMLETS*）

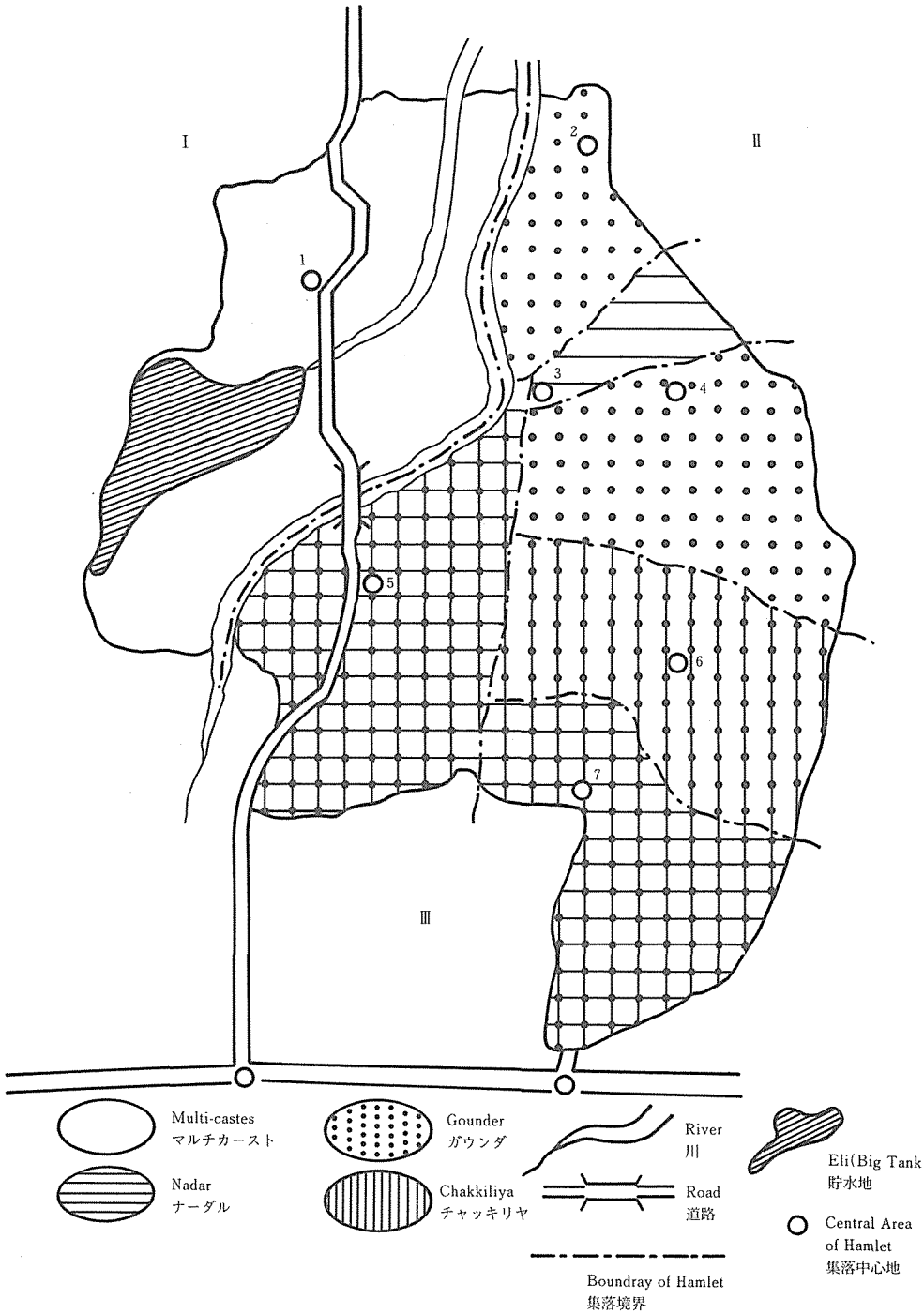

[図1]

Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ群の各集落には顕著な地理的・経済的特性があり,それがカーストの各集落における社会的・文化的特性と密接に連関している。

Ⅰ群の集落は,村の幹線道路を挟んで貯水池と川の水源に最も近く,ここにはⅠ村のほぼ全カーストを網羅する15集団が居住している。

パンチャーヤト事務所,村協同組合,牛乳集荷事務所,郵便局,学校,保健所,配給所,村定期市,銀行,小店舗,数軒の小規模機織り工場,及び茶店が村の大通りに面して軒を連ねている。Ⅰ集落はいわばⅠ村の行政,教育,宗教,商業の中心地域を形成している。

Ⅰ群の集落は又,Ⅰ村の商業交易の中心地である。小規模な定期市(月曜市)が開催される他,次のような各カースト集団によって,日常生活に必需の市場商品が生産されている。

ナイッケンカーストによるチュナム(噛みタバコ用の石灰)製造,ナーダールによる黒糖製造とトッディ酒の密造,そして,ナーダールから一手に粗製黒糖を集荷し,周辺都市の仲買商人に卸すチェッティヤール(商人集団)が経済的には大きな勢力を占めている。しかし,村落の行政運営とイルッピリ集落の宗教祭礼については,小経営農民ガウンダを中心に行なわれており,アーチャーリー(大工兼鉄鍛冶師),ヴァンナーン(洗濯職),ナヴィタール(床屋職)のサーヴィスカーストとチェッティヤールはガウンダに準じた生活様式と宗教儀礼を取っており,その社会規範はガウンダと共通している。ここでは,総じて社会・宗教規範はガウンダが,そして,商業・経済的権限はチュッティヤール及びナーダールが,それぞれ掌握している。

Ⅱ群のカースト居住地域での経済要件は,数本の個人所有の井戸又はアレカヤシの所有である。深さ30～40メートルの深井戸と電動ポンプによる揚水灌漑を行なうガウンダは平均2～4エーカーの水田を所有する。又,深井戸を持たないナーダールは10～50本のアレカヤシを所有し,粗製黒糖生産によって,年間1～3万ルピーの収入を得るⅠ村での高額所得者である。この地域では,各集落の支配的(戸数及び経済収入にもとづく)カーストのナーダールもしくはガウンダのいづれかの生活様式は,儀礼様式が集落に対して影響力を持つ。

Ⅲ群は貯水池とティルマニムダル川の下流域にあり,水利条件に最も恵まれた集落であり,その主要経済形態は専ら,水田と畑地の農耕経営である。貯水池と河川,それに,自家所有の深井戸を利用するガウンダ地主は,Ⅰ村の中でも最も富裕な小経営農民であり,同集落のもう半数を占める指定カースト集団を農業労働者として雇傭している。Ⅲ群の

農家経済に関する調査分析は,全集落については未だ結果を出していないが,少なくとも,一つの典型例として分析した第5集落の事例から(表2),水田・畑地所有面積,井戸・果樹所有数,所有家畜種類・頭数,及び,農業収入の全てにおいて,カースト間格差が顕著であり,特に,ガウンダカーストによる寡占化が明らかであろう。

1-3-2. イルッピリ村:集落の祭祀領域

I村の集落間は未舗装の村道によって結ばれている。隣接集落の境界指標は,村道に沿って安置された種々のアンマン守護神を祀る祠,もしくは,集落の守護神たる馬(kudirai kāval)の塑像,或いは,長さ1～2メートルの鉄製の槍(vel=スブラマニヤ神のシンボル)である。これらの守護神群が各集落の辺境に安置されている。集落の中心には一般に,石造の小神殿又は,樹木の下に祠が設置され,その集落の守護神が安置されている。

I村の中心集落,I集落には,定期市広場の西部にイシュワラン(シヴァ)寺院,通りを隔てた北部にペルマール(ヴィシュヌ)寺院,そして,I集落の行政機構—パンチャーヤト支所(Village Administration Office = VAO),学校,州営配給所,保健センター,郵便局—が集中する中心広場を囲む形で,I村及びI集落それぞれの守護神の神殿・祠が設置されている。

I村には15寺院(祠)があり(表3),イシュワラン(シヴァ),ペルマール(ヴィシュヌ)の両寺院は,全村の守護神であると同時に,I村周辺村落全体の守護機能を果しており,I村唯一人のバラモン(元I村郵便局長)が祭祀を掌る。他の13寺院(祠)のうち,I村の主要な地域守護神たるマーリアンマンを祭祀するものは,第1～第7の全集落に及ぶ。しかし,I村の村司祭パンダーラムが直接に祭祀を執行するマーリアンマン寺院は,第2,第5集落のみであり,第6,第7集落の守護祭祀は隣村Pの村司祭によって行なわれ,又,第3集落の場合には,次章で述べるように,パンダーラムの権限とは全く関係なく,他村のナイッケンカーストの司祭によって,祭祀が取りしきられている。第1集落の場合には,異常な状態が持続している。即ち,第1集落の中心広場に隣接するマーリアンマン寺院は,本来はI村全体の守護神であり,I集落のパンダーラムが年間大祭をはじめ,日常のプージャを取りしきることになっている。しかし,30年余り前,同村の有力ガウンダ集団間の対立によって,寺院の運営・維持が不可能となったため,今日ではI村の統合的祭礼や儀礼は中断しており,不定期にパンダーラムの一族が交替でプージャを行なっているだけであり,I村全村の統合的機能を果たす祭礼や儀礼は中断している(インフォーマ

表2　A　カースト別家産

項目 カースト	戸数	家族数	一戸当り平均労働力	水田所有総面積	一戸当り平均面積	畑地所有総面積	一戸当り平均面積	井戸所有総数	一戸平均所有数
	(%)	(人)	(人)	(エーカ)		(エーカ)	(%)	(本)	(%)
ガウンダ	44(49.4)	4.07	1.43	160.25	3.64(99.7)	158.25	3.60(89.2)	68	1.55(98.6)
アルダディヤール	36(40.4)	3.86	2.13	0.5	0.01 (0.3)	15.25	0.42 (8.6)	1	0.03 (1.4)
ナーダール	8 (9.0)	3.12	1.88	0	0 (0)	4.0	0.50 (2.2)	0	0 (0)
ナーヴィタル	1 (1.1)	5.0	2.0	0	0 (0)	0	0 (0)	0	0 (0)
総計	89 (100)	3.98	1.86	160.75	(100)	177.5	(100)	69	(100)

B　カースト別家畜所有頭数

所有項目 カースト	水牛(%)	牛(%)	役牛(%)	山羊・羊(%)	その他
ガウンダ	37 (74)	26(96.3)	45(97.8)	235(86.7)	—
アルダディヤール	10 (20)	0	1 (2.2)	21 (7.8)	—
ナーダール	3 (6)	1 (3.7)	0	13 (4.8)	—
ナーヴィタル	0	0	0	2 (0.7)	3
総計	50(100)	27 (100)	46 (100)	271 (100)	3

表3　I村落の主要な守護神とそのパトロン・クライアント

ウール(集落)		守護神	クライアント	主たる信者/パトロン
1．イルッピリ	1	イシュワラン(シヴァ)	バラモン	全村落成員
	2	ペルマール(ヴィシュヌ)	バラモン	全村落成員
	3	カーリアンマン	バンダーラム+	バンダーラム
	4	ポンナチ　アンマン	バンダーラム+	ガウンダ
	5	アッタイ　アンマン	バンダーラム+	ガウンダ
	6	オンガリ　アンマン	バンダーラム+	ガウンダ
	7	ピッライヤール(ガネーシャ)	バンダーラム+	ガウンダ
	8	マーリアンマン		ウッビリヤ/ナイッケン (ガウンダ)
2．パドハイブドゥール	1	マーリアンマン	バンダーラム+	ガウンダ
3．マダヤンガトゥール	1	マーリアンマン	ナイッケン	ナーダール
	2	カルッパナール	ナーダール	ナーダール
4．スーリペッティ	1	マーリアンマン	バンダーラム+	ガウンダ
5．カラットゥパーライヤム	1	マーリアンマン	バンダーラム+	ガウンダ
6．マラッパンパーライヤム	1	マーリアンマン	バンダーラム#	ガウンダ
7．モーラッパーライヤム	1	マーリアンマン	バンダーラム#	ガウンダ

Note：　バンダーラム+　：I村落のバンダーラム
　　バンダーラム#　：隣村Pの親族バンダーラム
　　マーリアンマン：I村落のバンダーラムが祭祀を行わない守護神

ント＝パンダーラムM氏)。このように，I村の場合，マーリアンマン守護神は，実際には，全集落の儀礼的結節点とはなり得ておらず，この女神を通じての村落統合は今日では実現していない。

その他にI集落の守護神として，ポンナチ，アッタイ，オンガリの各アンマン女神，及び，ピッライヤール神の5つがI集落に祀られているが，これらの神々は，I集落に居住するガウンダカーストのクラン守護神として信仰されている。更に，第3集落のカルッパナール神は，同集落の地域守護神であると共に，この集落の有力カーストたる，ナーダールカーストのクラン守護神としての機能を果たしている。このように，第1から第7の各集落では，マーリアンマン守護神・寺院を核とする儀礼的ネットワークは形成されていないのである。I村の場合，守護神とその儀礼執行権を握る村司祭の権限は全集落には及んでおらず，Beckの所論の如く，徴税・行政村落キラーマンとしてのI村が，儀礼共同体として強固な祭祀結合を持っているとは考えられない。むしろ，I村では，各集落独自の儀礼・祭祀機能が並立しており，その中では，ガウンダカーストをパトロンとする村司祭パンダーラムの祭祀・儀礼機能が比較的強いという実態のみが明らかとなっている。

1-4．小結

Beckの村落論からヴェッララ支配村落の社会・文化構造は次のような特徴を持つことが明らかになる。即ち，第一には，行政・徴税村落と，宗教規範にもとづく文化・儀礼領域との重合性，第二に，マーリアンマン女神を核とした，村落内集落の地域的統合性，第三に，村落のシヴァ寺院(神)と更に上部行政領域のシヴァ寺院(神)との垂直的連合による地域統合化，である。

Danielの村落論によれば，住民の帰属意識は宗教儀礼の外在性や機能性に明示的に顕在化するのではなく，土地・集団・村それぞれの「気風」や「風格」といった，内在的要因によって規定されるものであり，それらは，しばしば，土地の人々の格言や慣習的いいまわしで表現される，という。Danielの村落社会論の構造的特質は，各集落の地理的，経済的条件がその地域の住民の儀礼行為に大きく作用すると考えられる。

小稿で対象とするI村の場合，各集落の神格間階層関係は必ずしも存在せず，しかも，I村全体を統合すべきI集落のマーリアンマン寺院は，30数年間にわたって機能していない。このことは，守護神・寺院による村落内の地域結合は，必ずしも強固に形成されているとはいい難いのである。更に，I集落に定住するパンダーラム9家族の職能とその権限は必ずしも固定的・絶対的なものではないことが推測される。

2．村司祭パンダーラム：その職能・「報酬」・組織

2-1．「クディ・ヴァーラム」：「儀礼報酬」

パンダーラムの執行する種々の儀礼・祭祀行為に対して，彼らに与えられる「報酬」の総称が，「クディ・ヴァーラム」である。この原義は「小作権」，「取り分(share)権」であり，提供したサーヴィスや労力に対する相応の「権利」として得られる「報酬」ないし「取り分」を意味する。この「取り分」としての権利は，必ずしもパンダーラムのみに限定されたものではなく，本来はジャジマニ制度の一環として諸カースト間のパトロンークライアント関係を規定する概念[Fuller 1989]であり[9]，また，地主・小作・農業労働者間の収穫の分与関係，及び，村落の再生産維持のために各村落成員が保持する「収取権」を含む概念でもあった。今日，I村では，専ら，パンダーラム，洗濯職(ヴァンナーン)，床屋職(ナーヴィタル)及び，職人(アーチャーリー)等，儀礼・世俗の両職能を併せ持つサーヴィスカーストの「報酬」を意味する。ここでは，パンダーラムが村落成員に与えた儀礼奉仕に対して，権利として得べき「儀礼報酬」の内容に限定して考えることにする。

本来「クディ・ヴァーラム」は，米をはじめ，小麦，ヒエ類＝ラギー，カンブー等食用穀物であったが，それ以外にも食用油や牛乳，ビンロウジ，宴席における食事等も含まれることがあり[10]，今日では黒糖，砂糖などの食用品，綿布及び現金で与えられることも多い。

村司祭に対して与えられる「報酬」は次の5種類である。

(1)各集落のガウンダカーストの「檀家」から毎年一定量(額)ずつ支払われる定量・定額の報酬＝布施(タヴァサ・クーリー)

(2)寺院や祠から上る不定額の喜捨と不特定の信者から得られる「布施」。

(3)年間祭礼やガウンダ家族の通過儀礼，供養祭等臨時の儀礼に対する「布施」。その量・額は儀式内容・規模・参加人数に応じて変わる。

(4)特定の祈願成就のために行なわれるプージャに対する「布施」。

(5)I村パンダーラム一族の共有財産として，I村から供与されている世襲的な免租地(perambōke)。

(1)の「定量・定額報酬」＝布施(タヴァサ・クーリー)については，次章にゆずり，(2)〜(5)の「儀礼」・「報酬」関係を以下に検討する。

I村においては，シヴァ，ヴィシュヌ両寺院の祭祀はバラモンの専権であり，I村唯一のバラモン僧(元I村郵便局長)が毎日朝・夕のプージャを行なっている。この両守護神を除いて，他の土着守護神の祭祀・儀礼，村の宗教儀礼—年間祭礼—，及び特定カースト

の集団儀礼を直接に執行する権限と義務は,原則的にはパンダーラム集団のみに帰属する。しかし,彼らが儀礼奉仕を行なう対象はガウンダと,それに準じた儀礼的地位を持つ集団に限定されている,その限定性は儀礼・祭祀のみならず, 世俗的職能を通じてのカースト間互酬関係にも及んでいる。即ち,ガウンダカーストを儀礼的身分の規矩として,それと対等ないし上位であると彼らが判断するカースト集団(バラモン,チェティヤール,スリーカルニカ)及び,ガウンダ(ヴェッララ)集団のうち,コングー・ガウンダと共通の始祖を有すると考えるコングー・ヴァンナーン,コングー・ナーヴィタルとは互酬関係を持つが,他のガウンダ集団及びそれと同等の儀礼身分を持つ集団(チョーリア・ヴェッララ,ヴェットゥヴァ・ヴァンナーン)に対しては,サーヴィスを行わない[11] (表4)。このように,彼らの権限については,一定の規制をガウンダ集団から受けているのである。「一定の規制」とその意味については,次章で考察することにして,ここでは具体的な内容を逐次見てみよう。

彼らがI村内で取りしきる祭祀・儀礼は,特定集落の守護神に対する日常のプージャ,供花,マントラ,ホラ貝吹奏,ポンガル炊飯,ガウンダカーストの個別家族の冠婚葬祭の場で行なわれるプージャ,そして,各集落の祭礼やI村全体の年間行事,年間約18回の宗教祭礼(表5)における祭祀(上記のプージャの他に村内巡行),更に,ガウンダ,パンダーラム,チェッティヤール等,ガウンダカーストを儀礼身分上の規矩とする,上層のカースト集団の祭祀におけるプージャである。

彼らが取り仕切る祭祀・儀礼(△)とそれに対する「報酬」(▲)は,日常の宗教儀礼,祭礼時の宗教儀礼,及び特定カースト集団の供養祭等の儀礼,或いは,通過儀礼等に応じて明確に規定されており,それらは次のようであった。

a.「日常の宗教儀礼」:特定集落の守護祭礼(第1,第2,第4,第5集落)

△毎日,ポンガルを炊く/毎日12時～1時の間に約45分間のプージャー/寺院・祠の前でココナツを割る/樟脳をたく/神像にバナナとココナツを供える。

▲報酬:各寺院・祠の布施と「檀家」からの「定額布施」(タヴァサ・クーリー)

b.「祭礼時の宗教儀礼」:I村全村又は特定集落の守護儀礼

△チトライ月(5～6月)の祭礼において,山車に乗って村内を巡行し,寺院と各戸の前でプージャを行なう。又,馬の後に従い,頭上にココナツなどの供物を捧げて寺院の周囲を行進する。

▲報酬:参詣人からの喜捨と布施。

△山羊,鶏等の動物供犠を行なう。

表4－1　サーヴィスカースト・他カースト間のパトロン・クライアント関係：儀礼的職能

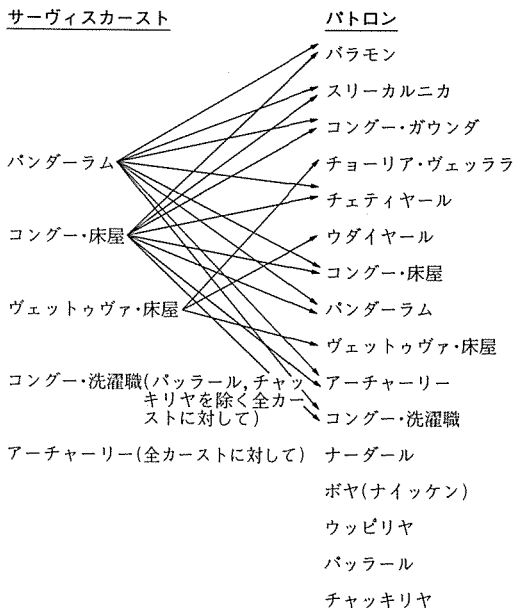

表4－2　サーヴィスカースト・他カースト間のパトロン・クライアント関係：世俗的職能

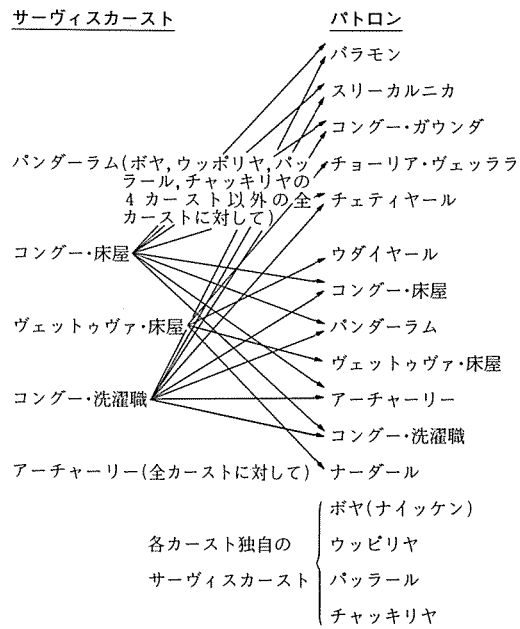

表5　I村落及び周辺村落における主要な年間祭礼

タミル暦(太陽暦)	主要な祭礼		主たる参加カースト
チッティライ	山車祭	¥	全村落成員
(4-5)	ボンナイ　マンンマン/アッタイ　アンマン祭	#¥	ガウンダ
ヴァイガシ(5-6)	マーリアンマン祭[マダヤンガットプドゥール]	#	ナーダール
アニ(6-7)	……		
アディ(7-8)	アディ　初日祭	*¥	全村落成員
	パラヴァン祭	#	パッラール
	アイヤンマール祭	#	指定カースト
アーヴァニ(8-9)	アンナマール/ラッキアンナン	#	ナイッケン
プラタシ(9-10)	アンナマール/ラッキアンナン	#	ナイッケン
	チェッリ　アンマン	#	全村落成員
	ペルマール	*¥	
アイパシ(10-11)	ティーパヴァリ	¥	全村落成員
カティガイ	ティーパム祭[タミルナードゥ]	*¥	全村落成員
(11-12)	アイヤッパ祭[南インド]	*	
マルガリ(12-1)	スリー・カルニガル祭	#¥	チェッティヤール
	ティルヴァディライ祭	#¥	チェッティヤール
タイ(1-2)	ポンガル/タイプーサム[南インド全域]	*¥	全村落成員
	クンジ・カーリ・アンマン祭	#¥	パンダーラム
マーシ(2-3)	オンガリ　アンマン祭(火渡り祭)	*¥	ガウンダ
パングニ(3-4)	マーリアンマン祭[カルットゥパーライヤム]	*¥	ガウンダ

*　地域祭礼　　#　集団(カースト)祭礼　　¥　パンダーラム司祭による祭礼

▲報酬：特定カースト集団からの喜捨と定量・定額布施。

△マルガリ月(1～2月)の祭礼では,プージャを行ない,村の通りでホラ貝を吹く。

▲報酬：2ヴァッラムの米(ホラ貝のサーヴィスに対して1ヴァッラム,プージャに対して1ヴァッラム)。

c.「個別家族の通過儀礼」：ガウンダカーストの各家族への祭祀

△ガウンダカーストの結婚式司祭：花嫁・花婿に花輪をかけ,白檀の粉を額に塗り,ベーテルの葉を与える。

▲報酬：5ヴァッラムの米,タマリンド,ダール,黒糖。

△ガウンダカーストの葬式司祭：死者に花輪をかけ白檀の粉を塗る。

▲報酬：死者に布を供養する参列者一人当りから2ルピーの供養料。

△「初潮式」の司祭：プージャを行なう。

▲報酬：宴席での食事のみ。

この儀礼・報酬制度の特徴は,信者によって奉納される不定期の寄進物や賽銭を別にして,各種の儀礼行為(一定の時期・時間・儀礼内容)に対する一定の報酬内容・量・金

額が明確に規定されていることである。即ち,ホラ貝吹奏＝1ヴァッラムの米,プージャ＝1ヴァッラムの米,婚儀司祭では5ヴァッラムの米と特定の品物(農作物),葬儀司祭では2ルピーの布施,初潮式では食事,である。しかも,上述の儀礼行為とそれに対する「報酬」の量及び金額は,Ｉ村全体で「慣習的」に定められており,村の社会経済状況や,ガウンダを中心とするカースト間社会関係が大きく変動しない限り変更されることはないのであり,現にこの定量・定額報酬制は1989年の今日に至るまで30年間一定していた。

(d)「Ｉ村全体の鎮護機能」:儀礼特権としての免租地(perambōke)

△Ｉ村全体の司祭として定住すべき義務。

▲「免租地」の提供―Ｉ村は村司祭5集団9家族に対して,その共有地として代々22エーカーの畑地(punja＝dry land)を「免租地」として施与している。現在ではそれらの内,4～5エーカーを村司祭達が自作するか,或いは,小作させており,専ら村司祭家族の自家消費用の食料(カンブー)や飼料(チョーラム)を生産している。これらの畑地は,特定家族のパンダーラムの所有ではなく,売買・譲渡も行えない。

Ｉ村定住の村司祭は,父祖が兄弟関係にある3群(Ａ,Ｂ,Ｃ)9家族であり(図2),9家族のパンダーラムは,更に直接的な血縁紐帯を基盤とする第1家族,第2・第3家族,第4・第5家族,第6家族,及び,第7～第9家族の5集団に分かれている。パンダーラムの全家族は世俗の職能を持っており,それらは,Ｉ村役場支所職員(第1家族),高校教師(第2家族),町図書館司書(第3家族),Ｉ村郵便局長(第4家族),牛乳集荷組合検査官(第5家族),ＡＴＣ運送組合運転手(第6家族),警官(第7家族),フェデラル銀行用務員(第8家族),水道局員(第9家族)である。これらの家族は上述した直系家族毎に分家した5集団を構成し,各集団はそれぞれ,儀礼権・儀礼地域及び報酬に関する「株(vāram＝share)」を一株づつ保有している。Ｉ村の儀礼権とそれに伴なう種々の権益(報酬・布施・免租地)はその株に応じて配分される。従って,第2,第3,第5集団の如く複数家族で構成される場合には,更に「株」が家族毎に等分されるのである。もっとも,第4・5家族のパンダーラムは,他の集団に比して,その祭祀地域,布施の分与額,及び司祭としての儀礼執行回数などにおいて「慣習的」に大きな権限が認められており,実質的に村司祭に専従しているのは第5家族のM氏なのである。その理由は彼らからの聞き取りによっては明確ではなかったが,恐らくは,この家族が第1群の長子一族の末えいであることから,長子特権の一部として宗族内で承認されていると推定される。

一般的には,これら5集団9家族の間には社会的,儀礼的な身分上の上下関係は認められず対等であり,Ｉ村のパンダーラム集団の諸問題は,全家族の合議によって決定される。

図2. Ⅰ村パンダーラム一族の系譜

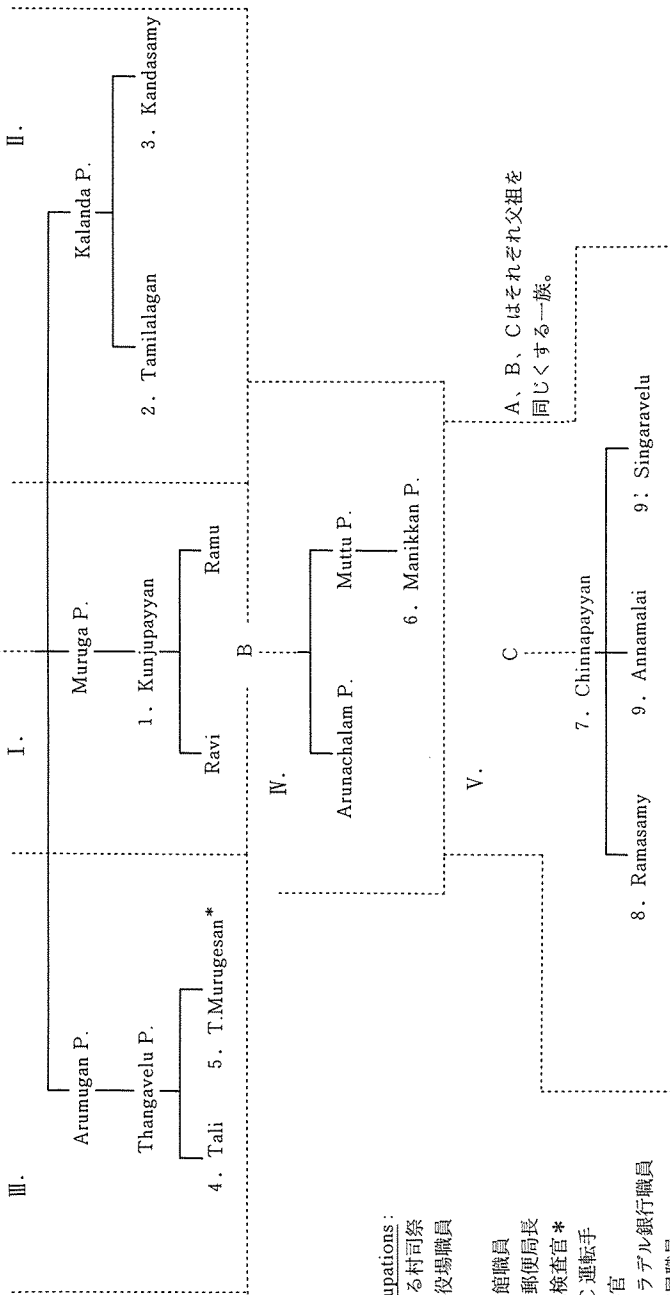

Major Occupations:

＊＝主たる村司祭
1. Ⅰ村役場職員
2. 教師
3. 図書館職員
4. Ⅰ村郵便局長
5. 牛乳検査官＊
6. ATC 運転手
7. 警察官
8. フェラデル銀行職員
9. 水道局職員
9': 水道局職員

もっとも,パンダーラム集団の間に利害を伴なう係争が発生した場合には,最年長のパンダーラムである Kalanda パンダーラムの意見が徴され,他のパンダーラムはそれに従わなければならない。また,パンダーラムの集団守護神として,クンジ・カーリ・アンマン女神がコッカライ地域(Ｉ村の３～４キロ南部)に祀られており,Ｉ村を中心とする周辺３～４か村地域のパンダーラムがその信者集団を構成していた。パンダーラムの集団結合は,２年に一度,タイの月(１－２月)にこの守護神の前で開催される,カースト大祭に参加することによって確認される。しかし,数年前に祭礼を巡る紛争がパンダーラムカースト内部に発生し,その結果,Ｉ村のパンダーラムはこの地域の守護信徒を脱退して,新たにＩ村独自の「寺院建設５人委員会」を組織し,Ｉ村内に彼らの集団守護神クンジ・カーリ・アンマン女神を勧請して,彼ら独自の集団祭礼を行なっている。その集団祭礼の司祭には,第２集団の Kalanda パンダーラム,第４集団の Arunachalam パンダーラム及び,第５集団の Chinnapaiyan パンダーラムの３人の長老が交替であたっている。

以上の状況から,地域・村落間のパンダーラムの集団結合は必ずしも強固なものではなく,むしろ,同一村落内におけるパンダーラム集団の統合が強く機能していることが窺われる。

３.儀礼権と村落秩序：パンダーラム,ガウンダ,ナーダール

３-１.「タヴァサ・クーリー」=定量・定額報酬

ａ．ガウンダ支配集落の事例

Ｉ集落の村司祭は,第１,第２,第４及び第５の各集落にそれぞれ特定の檀家を持っており,「日常の祭祀」と「非日常の通過儀礼」等を行なうために,村司祭が分担して出向いていく(図３)。９家族の村司祭のうち,第１家族が第４集落へ,第４家族が第１,第２,第５集落へ,そして,第３集落の場合には,ガウンダの要請に応じて随時プージャを行なうため,９家族の村司祭が交替で祭祀を行なう。第１章で明らかにした如く,第３集落を除いて,上述の各集落はガウンダカーストが多数を占め,その経済的権益も彼らによって占有されている地域であり,その檀家は全てガウンダカーストである。村司祭(client)と檀家(patron)=ガウンダの間には,村司祭が提供する儀礼サーヴィスと,それに対して檀家から支払われる布施との関係を通じて,一定の互酬関係が結ばれている。即ち,村司祭は毎週一回ガウンダカーストが支配的な上述の諸集落を巡回し,集落の守護神の前でプージャを行う義務がある。その儀式は前節で述べた「日常の祭祀」と同一であり,その儀礼内容と時間はどの集落においてもほぼ一定している。

図3．Ｉ村の集落守護神とパンダーラムの儀礼圏

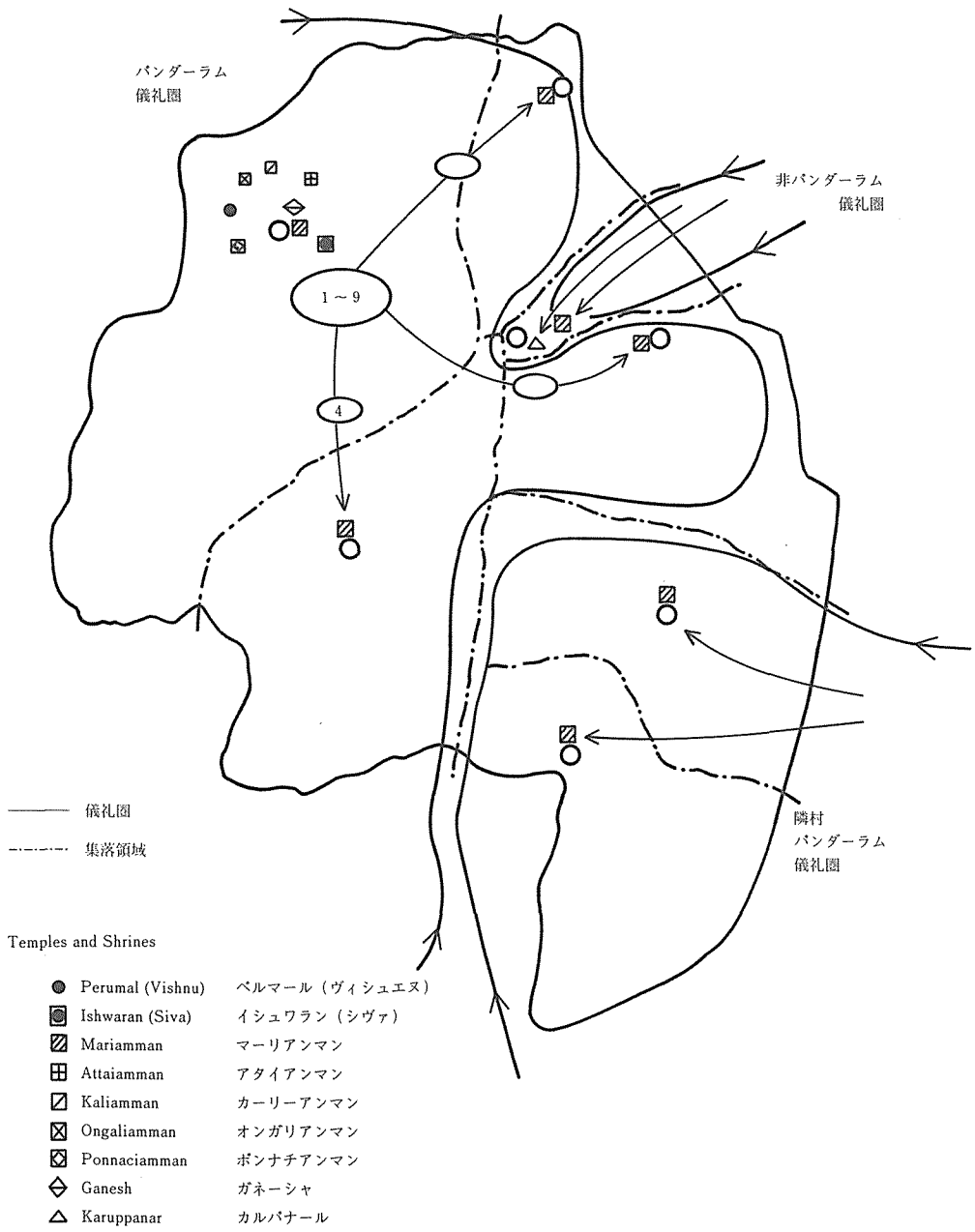

各集落の檀家ガウンダは村司祭の儀礼サーヴィスに対して,毎年一定の布施を支払う義務がある。この義務的「報酬」がタヴァサ・クーリーと呼ばれるものである。「報酬」の内容は農産物の現物と現金であり,その量と金額は前章で述べたクディ・ヴァーラム同様,過去30年間不変である。

タヴァサ・クーリーの原義は「穀物による労賃」であるが,実際には,「一定容積の真鍮製鉢(ヴァッラム)によって計量された穀物」を指す。その容量は厳密に規定されており,且つ,一村全体で共通した基準を持っている。即ち,I村の場合,「タヴァサ・クーリー」の基準となる,ヴァッラム(Vallam)と呼ばれる容器は,高さ18cm,直径22cmのものであり,その穀物容積は計量すべき穀物内容によって異なり,米2.5kg,カンブー(唐人ビエ)2.7kg,チョーラム(モロコシ),ラギ(四国ビエ)3.3kgに相当する。又,ヴァッラムとともにI村で一般的に使用されている,高さ14cm,直径8cmの銅製のパディ(Padi)と呼ばれる容器は,1ヴァッラムが4パディに換算される。1パディは約600gの米に相当するのである(写真参照)。

今日でも,檀家からパンダーラムに支払われる現物の「定量布施」は,実際にこの容器によって計量することになっている。これら二つの容器は,I村における儀礼的サーヴィスの対価=報酬の基準を示しており,換言すれば,ガウンダカーストとサーヴィスカーストとの互酬関係を定量的に規定する手段といえるものである。

村司祭がクライアント関係を結んでいるI村各集落の檀家ガウンダによる儀礼・祭祀と「定量・定額報酬」は次のようである。

〈第1集落〉:第4の村司祭家族の儀礼圏

守護神No. 4,5のガウンダ檀家25家族に……毎週　1回行なうプージャに対して
1家族当りから年間　1ヴァッラムの米
年間　計　25ヴァッラム

守護神No. 7のガウンダ檀家12家族……毎週　1回行なうプージャに対して
1家族当りから年間　1ヴァッラムの米
年間　計　12ヴァッラム

守護神No. 4,5の寺院・祠に……毎日　1回行なうプージャに対して
9家族の村司祭が,1年毎の輪番制によって,布施・寄進のうちから月400ルピーの定額収入を得る。

「タヴァサ・クーリー(定量布施)」の計量容器

写真1．パディ

写真2．ヴァッラム(4パディ)

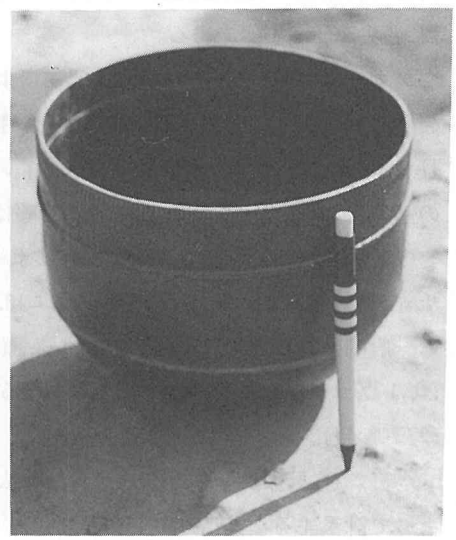

〈第2集落〉：第4の村司祭家族の儀礼圏

守護神マーリアンマンの檀家ガウンダ40家族に……毎週　1回の儀礼に対して

1家族当りから年間　3ヴァッラムの米

(儀礼内訳：プージャに対して1ヴァッラム

ホラ貝吹奏に対して1ヴァッラム

ベーテル葉に対して1ヴァッラム

計　　3ヴァッラム)

年間　計　120ヴァッラム

〈第4集落〉：第1の村司祭家族の儀礼圏

守護神マーリアンマンの檀家ガウンダ45家族に……毎週　1回の儀礼に対して

1家族当りから年間　2ヴァッラムの米

(儀礼内訳：プージャに対して1ヴァッラム

ホラ貝吹奏に対して1ヴァッラム

計　　2ヴァッラム)

年間　計　90ヴァッラム

〈第5集落〉：第4の村司祭家族の儀礼圏

守護神マーリアンマンの檀家ガウンダ35家族に……毎週　1回行なう儀礼に対して

1家族当りから年間　2ヴァッラムの米

及び　　500ルピーの現金

(儀礼内訳：プージャに対して　1ヴァッラム

ホラ貝吹奏に対して　1ヴァッラム

計　　2ヴァッラム)

年間　計　70ヴァッラム

上記の事例から，I村の儀礼・祭祀を専ら取りしきる第4の村司祭M氏の場合[12]，その「報酬」は，少なくとも，年間，米227ヴァッラム(567.5kg)，現金500ルピーであり，第1の司祭の場合には，年間，米90ヴァッラム(225kg)である。儀礼内容と報酬の多寡，現物・現金の支給内容は各集落によって差異があるが，一定の儀礼行為に対する報酬量は各集落共通であり，それらが村司祭に対する定常的な生活保障の基盤としての意義を持っていると考えられる。

しかし，30年にわたって固定化された「報酬」は，提供者＝ガウンダと，享受者＝パンダーラムの両者の互酬関係に矛盾を生じている。実際，I村で最も富裕なガウンダ農民が集中する第5集落では，支払うべきタヴァサ・クーリーの量をめぐって，両者の間に対立が生じた。その結果，今日では，44戸のガウンダのうち，9戸がI村の村司祭M氏からの儀礼・祭祀を「拒否」し，他村のパンダーラムを招請している。このことは，I村の村司祭が必ずしも，集落の全ガウンダ檀家に対して，強力な儀礼「執行」権を把握しているのではないことを示している。換言すれば，ガウンダが祭祀・儀礼享受の主体的権限を保持しており，儀礼と報酬の互酬関係は，両集団の経済的，社会的な力関係によって規定されるのではないかと考えられる。

この事例とは逆に，一定の村落領域を越えた村司祭の儀礼圏の拡大がみられる。第2，第4集落の事例では，両集落の全ガウンダ戸数がそれぞれ15戸，33戸であるのに対して，村司祭M氏の檀家数はそれぞれ40戸，45戸であり，集落内の戸数より相当多い。

M氏及び両集落のガウンダ檀家からの聞き取りによれば，隣接村落にはガウンダの守護寺院がないため，彼らが自村の領域を越えてI村内の両集落の檀家となり，I村の村司祭の儀礼サーヴィスを定常的に受けている，という。即ち，I村のパンダーラムの儀礼・

祭祀権は,必ずしも特定村落内の成員に限定されるものではなく,他村の成員にも及ぶものであり,儀礼圏と「村落」領域とは必ずしも重合しないことが明らかである。このように,第2,第4,第5集落では,状況の表出の違いこそあれ,村司祭とそのサーヴィス享受者=「檀家」との間には,互酬関係が先験的・固定的に形成されているのではなく流動的であると考えられる。

第6,第7集落の事例は,特定集落の儀礼権の譲渡の可能性を窺わせる。両集落は本来Ⅰ村の村司祭の儀礼圏であり,そのサーヴィスを享受していたが,近年では,Ⅰ村落の村司祭M氏の甥に当る,隣村P村落の村司祭からⅠ村と同一の儀礼を受けている。儀礼権委譲の理由は,両集落が村司祭の定住する第1集落から遠隔地にあり,祭祀の執行に不便であるというⅠ村の村司祭側からの理由によるのであり,そこには,サーヴィス享受者としてのガウンダ側の意志は必ずしも反映されていないのである。このように,特定集落全体が村司祭の意向によっても,他村の儀礼圏に包摂されることもおこり得るのである。

b. ナーダール支配集落の事例

第4集落はナーダールの支配的な地域である。その「支配性」は住民構成から先ず明らかである。即ち,ガウンダ3戸,アーチャーリー2戸,チャッキリヤ2戸に対して,ナーダールが43戸を占めている(1989年12月)。ナーダールの「支配性」は,Ⅰ村における先進的な商品作物生産にも示される。同集落はⅠ村の中では第5集落に次ぐ市場作物生産地域である。大多数のナーダール農家は,黒糖やトッディ酒の原料となるパルミラヤシの栽培を行ない,その粗製黒糖(ジャグリ)を第1集落に定住する3人のチェッティヤール仲買商人に独占的に卸している。第5集落における商品作物—綿花・ショウガ・豆—生産,及び,第1地域におけるチュナム(嚙みたばこ用石灰)生産を除いて,他集落の主要な農業作物は自家消費用の米,雑穀,小規模商品作物のヒマシ,ココナツである。しかし,第5集落のみが,単一商品作物の黒糖生産によって,他集落に抜きん出た生産性を示している[重松 1991]。

人口勢力・農業経済における特異なナーダール支配集落では,守護神儀礼の機能と寺院の運営形態にも他集落との異質性が明示的に現れている。

集落には二つの守護神が安置されており,その1つは,Ⅰ村の地域守護神の主神たるマーリアンマン,他の一つはカルッパナールである。前者,マーリアンマンの寺院では「日常の儀式」はなく,ナーダールの守護祭礼として,年に1度ヴァイガシの月(5～6月)に,守護神前で守護大祭がおこなわれる。しかし,この大祭を執行するのはⅠ村の村司祭ではなく,Ⅰ村の西方30キロにあるイーロード市の,ウッピリヤ・ナイッケンカーストの

司祭が招請されて,儀式を取りしきる慣例となっている。ナーダールはこの祭祀・儀礼に対して,タヴァサ・クーリーとして現金50ルピーの他に,100ルピー相当の黒糖,山羊1頭,ドーティ1枚,肩掛けタオル1枚を与える。

この集落のガウンダとI村の村司祭の間には「定量・定額報酬」による恒常的な互酬関係は形成されていない。ガウンダが通過儀礼や特別なプージャを必要とする場合には,随時第1集落の村司祭を招請しなければならず,彼らの求めに応じて,パンダーラム9家族の内,一人が祭礼をおこなうために集落に出向くのである。

また,カルッパナール寺院の場合には,前者のような特定の守護祭礼はなく,ナーダール集団に対して,「日常の儀礼・祭祀」と通過儀礼が随時行なわれる。しかし,この祭祀執行にもI村のパンダーラムは全く関与し得ない。集落では,毎年祭祀権の「入札」が行なわれ,その最高の「入札者」に対して1年間寺院の運営・儀式の権限が委譲される。1989年には,第1,第3集落の2人のナーダールが「儀礼・祭祀権」を千ルピーで「落札」し,儀礼執行者(プージャリ)を勤めている。その内容は,ポンガルの炊飯,婚儀,葬儀,搾耳式,剃髪式,祈願・供養の動物供犠等,I村の村司祭が行なう儀式とほぼ同一である。ただ,プージャを受けるのは同集落,及び,周辺村落のナーダール信者のみである。彼らはガウンダ集落のように,儀礼執行者に「定量・定額報酬」をタヴァサ・クーリーとして支払うのではなく,1回の儀礼毎に2～10ルピーの現金,黒糖,トッディ酒,山羊・水牛の肉等の布施・喜捨を行なう。平均1日5～10回のプージャをこの寺院では行なっており,年間200日,千回のプージャを行うものとして,最低2,000ルピーの収入が見込まれる。この集落には,特定職能としての司祭とその司祭権,特定司祭と祭式の享受者(信者集団)との固定的関係はなく,ナーダールの集団成員のいづれもが,儀礼執行に参与し得るのである。このように,第3集落はガウンダの儀礼秩序に規範を置いたI村の儀礼圏には包摂されず,ナーダール独自の儀礼圏を構成している。ここでは,祭祀・儀礼に関する村司祭固有の権威は及ばないのである。この集落では,儀礼・祭祀運営そのものが,ナーダール,ウッピリヤ諸カースト間で一種の「商品性」を帯び,祭祀執行権＝守護寺院運営権は「市場化」されているともいえよう。

以上の諸事例から,第1に,儀礼と布施をめぐる互酬関係は,ガウンダ支配地域,非ガウンダ支配地域を問わず,基本的には村落全体としてではなく,各集落を独自の単位として形成されていること,第2に,儀礼圏としての村落及び集落は決して自己完結的ではなく,他集落からの檀家の包摂,他村落への儀礼圏の移動が発生していること,第3に,儀礼内容と報酬量(額)の定量化に基づく,サーヴィスカースト・ガウンダカースト間の互酬的

関係は一見安定的ではあるが必ずしも固定的ではなく,儀礼サーヴィスの提供者や享受者の意向によって,その関係が大きく変動すること,第4に,同一村落内の集落は,一元的な儀礼秩序に統合されるのではなく,各集落に支配的な集団の主体性によって,異質な儀礼秩序,祭祀運営が併存し得ること,が明らかになるであろう。以上,I村の儀礼的互酬関係の概観から,Beckの主張する,徴税・行政村落=統合的儀礼共同体論は妥当性を持たないと考えられる。それでは,パンダーラムとガウンダを儀礼秩序の中に結合させる規範とは何か,また,多元的な儀礼・祭祀運営形態を保持する諸集落が,I村として統合的に存立し得る基盤は何であろうか。この点を以下仮説的に提示しておきたい。

3-2.「タヴァサ・クーリー」=ガウンダの集団規範

I村7集落全てに安置されるマーリアンマン守護神の間には,村司祭M氏によれば,本来,神格の序列が存在しており,その中,第1集落の同女神が最高位を占め,他集落のマーリアンマン女神を統率する,という[13]。しかし,第1集落の場合には,ガウンダ集団間の対立によって,マーリアンマン女神の大祭礼は50年間行なわれておらず,I村の主神格性—各集落のマーリアンマン女神の統合機能—の意義は現実にはない。第6,第7集落では,マーリアンマン寺院での祭祀・儀礼は既に隣村の村司祭に包摂されており,I村のマーリアンマン寺院の儀礼圏から乖離している。第3集落の場合には,上述の如く,マーリアンマン祭祀とその寺院運営には,I村司祭は参与できず,ナーダール独自で行なわれている。このように,I村内ではマーリアンマン守護神による儀礼秩序の統合機能は実際には存在しない。このことは,守護神が,本来,「場」=地域の守護神であり,特定のカースト集団の守護神として独占的に機能するものではないことに起因する。第2,第4,第5集落に見られるように,集落の有力カースト集団が,地域守護神たるマーリアンマンを祭祀する時,この守護神は,同時に彼らの集団守護神として機能しうるのである。しかし,前節の事例に見られる第3集落の如く,有力集団が非ガウンダの場合,マーリアンマン女神は「場」=集落の儀礼秩序の維持機能を果すのではなく,支配集団のカースト守護神に転化する。守護神はこのように,「場」の鎮護機能と集団の守護機能との二元性を同時に担っており,「場」の支配的集団によって,随時その機能が変容させられる。従って,総体的にガウンダが有力なI村にあっても,マーリアンマン女神は全村の儀礼秩序の統合を一元的には果たし得ず,各集落によって,独自の守護役割を果すべく位置づけられている。

タヴァサ・クーリーを受ける村司祭は従って,マーリアンマンの祭祀を通じて,「場」の鎮護,即ち,特定集落のための儀礼と,集団の鎮護,即ち,ガウンダカーストの守護儀礼の

二重の役割を行なうことになる。

儀礼報酬＝クディ・ヴァーラム及び，その主要形態たる「定量・定額報酬」＝タヴァサ・クーリーによって形成される，ガウンダ・パンダーラム両集団間の互酬関係とは，それではどのような実体を持つのであろうか。要約すれば以下の如くになろう。

（1）　I村のパンダーラムは村内に定住しなければならず，ガウンダ集団の許可なく，村外に移住することはできない。

（2）　I村のガウンダ支配集落及びガウンダ家族の祭祀・儀礼を行なう限り，一定の経済的な保障と，ガウンダカーストと同等の儀礼的地位を村内で得ることができる。

（3）　パンダーラムは，ガウンダカーストと同一，もしくはそれ以上の儀礼的身分に対してのみ儀礼サーヴィスを行ないうるが，それ以下の集団に対してサーヴィスを行なった場合，世俗的職能は別として，村司祭としての職能は奪われることになる。

（4）　I村のパンダーラムに供与された免租地の売買・抵当は認められない。また，免租地の貸与・委譲については，ガウンダ集団全体の承認を得なければならない。

（5）「定量・定額報酬」は，ガウンダ集団によって「慣習的」に定められたものであるが，その内容・量・額については，パンダーラムとの社会・経済関係によって変動する。

儀礼・祭祀行為に対して与えられる報酬と，村司祭の居住・儀礼権の諸条件から見る限り，両集団間の互酬関係は，ジャジマニ制度の一体系である。しかし，ジャジマニ制度によって概念化される強固な身分規定性，職能規定性，地域限定性はここにはみられない。それは，I村落が自給的な農業経済ではなく，既に商業作物生産による市場経済化に進行しているからであるのか，或いは，ガウンダカーストを基軸とするI村落の社会構造の歴史的な独自性によるものか，は今のところ確定しえない。

ま と め

小稿では，村司祭としてパンダーラムの職能，権益を，有力農民集団ガウンダとの関係において考察してきた。各種の守護神は村落全体の儀礼的統合を果すのではなく，むしろ，各集落の地域守護と，集団の守護機能を果すべく，その地域に支配的な集団によって意義づけられているのである。この点で，Beckの主張とは大きく異なり，村落は儀礼共同体としては存在せず，単独集落の集合体に過ぎないといえよう。村落の儀礼的秩序，社会的秩序とは，それら集落の中で有力な勢力を保持するカーストが，その身分的，社会的な影響を村落全体に行使することの反映である。パンダーラムは，歴史的にこの地域に有力であった，農民集団ガウンダの社会・身分規範を，彼らに対する儀礼行為によって具

現してきた。しかし，I村の経済変容，職能変動，村落成員の空間的，社会的移動によって，こうした村落内儀礼秩序が大きく変容したことが考えられる。

1）パンダーラム(Pandāram)の出自カーストについては，多様な見解が提示されており，断定しがたいが，恐らくは，ヴェッララやパッリ等南インドの非バラモン有力カーストの出身と推定される[Thurston 1975：6, 45-48]。伝統的な職能としては，主要な寺院やバラモン司祭の「下役」として，ポンガルの炊事，供花，ベーテル葉の拝授等，宗教儀礼に必要な雑事を職能としていた[Beck 1972：305]。しかし，南インドの諸村落では，小稿でも後述するように，各種のアンマン女神等土着神の守護祭礼，非バラモンカーストの通過儀礼，村落内寺院の日常的なプージャ等を実際に執行するのは，全てこのパンダーラムである。従って，ここでは，実態に即して「村司祭」という呼称を用いることにする。

2）本稿は「1980年代の南インド・セーラム県農村社会経済調査」の一環であるが，直接的には，1987年7～8月，1989年12月～90年1月に行なった文部省科学研究費・海外研究「インド農村における定期市とそれをめぐる商人集団の研究」(代表・名古屋大学文学部　石原　潤教授)による実地調査の報告である。

3）「アーチャーリー」とは一般に「職人集団」の総称であるが，南インドでは特に，鉄鍛冶職，金(銀)細工師，大工，銅細工師，石工の「5つの職人集団(パンチャーラ)」を意味し，英領支配期には村落儀礼の維持に重要な役割を果してきた[重松 1982]。I村では，これら5つの職能の内，鉄鍛冶と石工とを兼務するアーチャーリーが7家族のみ居住している。

4）タミルナードゥ全域を対象とした社会経済変容，特に市場経済化については，Kurien(1981)の研究が，また，タミルナードゥ北部地域及びタンジャヴール地方の農村構造の変容については，それぞれ Harris(1979)や Bouton(1985)の研究があげられる。しかし，セーラム県における具体的な市場経済の進展に関する研究は今後の課題である。

5）別稿では，村落社会とその周辺地域に生じた変容の影響を，経済的側面(市と農家経済)，社会的側面(パンダーラムカースト以外の諸サーヴィスカーストと村落成員との諸関係)を分析する予定である。

6）Beck は，「村落(VILLAGE)」を ŪR，複数のカースト集団が居住する「集落(hamlet)」を Ūr，そして，各カースト毎の「居住区(settlement)」を ūr の如く，表記を変えるとによって区別している[Beck 1972：110-111]。

7）Beck は Coimbatore 県 Kannapuram 村(1,114戸，約4,000人)において，そして，Daniel は Tiruchirappali 県北東23マイルにある「Karappur 村(仮名)」において，前者は1965～66年に，後者は1975～76年にそれぞれ実地調査を行ない，それらに基づいた論考を発表している[Beck 1972；Daniel 1982]。Beck, Daniel 及び筆者の調査時期はそれぞれ約10年の間隔があるが，調査地域

はともに近接しており，且つ，ヴェッララカーストが有力な「コングー地方」の中核地帯に属している。

8）セーラム県の行政・徴税機構では，I村は公式にはイルッピリ・パンチャーヤトであり，同県中南部のEパンチャーヤト連合(キラーマム)29村の一つである。

9）Fullerは深沢宏氏の論考を採用しつつ，ジャジマニ制度とは異なるバルタ(balta)制度の枠組でとらえている[Fuller 1989]。

10）村司祭の得る「報酬」については，村落毎に慣習的にその内容が定まっていたようであり，18～19世紀初期の南インドでも同様の内容の布施が記録されている[Dubois 1908；重松 1988]。

11）これらのカースト集団は独自の儀礼職能者(プージャリー)を持ち，パンダーラムと同様の儀礼を行なっている。しかし，この儀礼職能者の奉仕を上位カーストの者が受けることはない。

12）第1集落の5つの寺院・祠へのプージャはパンダーラム，第4司祭M氏が行なっている。しかし，これらの寺院・祠からの寄進収入は，パンダーラム9家族全体の「共有」であり，9人が各月交代で400ルピーを得ることになっている。

13）Beckは集落(Ūr)の地域守護神から村落(ŪR, Kirāmam)へ，更に県(又は国)(NĀDU)のヒンドゥー神へと守護神の重層的序列連環が形成されている，と指摘するが[Beck 1972：111]，(少なくとも)筆者の調査地域ではそのような単一的連環構造は確認されなかった。地域守護神とオーソドックス・ヒンドゥー神との間の連環構造はAppaduraiも指摘している[Appadurai 1981]。

参考文献

Appadurai, A.

1981 *Worship and Conflict under Colonid Rule：A South Indian Case.* Cambridge Univ. Press.

Beck, Brenda E.F.

1972 *Peasant Society in Konku, A Study of right and left subcastes in South India.* Univ. of British Columbia Press.

Bouton, Marshall M.

1985 *Agrarian Radicalism in South India.* Princeton Univ. Press.

Daniel, Valentine E.

1984 *Fluid Signs, Being a Person the Tamil Way.* Univ. of California Press.

Dumont, Louis

1979 *Homo Hierarchicus：the Cast System and Its Implications.* Chicago Univ. Press.

Fuller, G.J.

1989 "Misconceiving the grain heap：Critique of the Indian Jajmani System," in *Money and the Morality of Exchange*, eds. Parry, J. and M. Bloch. Cambridge Univ. Press.

Harriss, John.

1979 *Capitalism and Peasant Farming : A Study of Agricultural Change and Agrarian Structure in Northern Tamilnadu.* Univ. of East Anglia.

Kolenda, P.M.

1967 "Toward a Model of Hindu Jajmani System," in *Tribal and Peasant Economies*, ed. Dalton, G., American Museum of Natural History.

Kurien, C.T.

1981 *Dynamics of Rural Transformation, A Study of Tamil Nadu 1950～1975.* Orient Longman.

Pocock, D.F.

1962 "Notes on Jajmani Relationships" in *Contributions to Indian Sociology* 6.

重松伸司

1982 「南インドの右手・左手集団と祭祀騒擾—カースト伝承と儀礼を中心に—」『国立民族学博物館研究報告』7—2.

1988 a 『カーストの民—ヒンドゥーの習俗と儀礼』平凡社, 東洋文庫

1988 b 「カースト・階級・市—南インド内陸部農村における農家経済と流通機構—1」『名古屋大学文学部研究論集 史学34』

1991 *A Comprehensive Survey of A Village Economy, A Tamil Village in Salem District 1980～1990.*